

健保かわら版

日本電子健康保険組合

健保HPアドレス <https://www.jeol-kenpo.com/>

2024年11月27日

NO. 6-149

(042)544-1212
内線 3852・3853

被保険者証発行停止とマイナ保険証について

令和6年12月2日から健保組合による被保険者証の発行を停止します。

現在お持ちの被保険者証は、1年後の令和7年12月1日までは利用できますが、その後は保険者証は利用できなくなり、マイナ保険証での受診となります。

マイナ保険証をまだ用意していない方は、マイナンバーカード作成と、作成後のマイナ保険証利用登録を早めに完了してください。

今後、運用が変更になる点をお知らせいたします。

※現時点で国から示されている内容なので、今後変更もあり得ます。

■今後の医療機関への受診方法など

マイナ保険証を医療機関にあるカードリーダーで読み込み、「顔認証」又「4桁の暗証番号」入力後オンラインで資格情報を確認して受診ができます。（4桁の暗証番号による確認の際、5回誤入力してしまうとロックがかかり解除の手続きが必要になります。）

認証しますと、薬剤情報閲覧に係る同意画面になります。同意しますと、医療情報が連携され、質の高い医療が提供されます。

その後、高額療養費制度に関する画面になります。そちらも同意しますと、医療費が高額になった際に、支払額を抑えるために健保へ手続きが必要だった「限度額適用認定書」が不要で、その場で限度額までのお支払いで済みます。高額になりそうな場合には、あらかじめ「同意する」を選択して受診してください。

また、マイナ保険証を利用しますと、医療費が20円節約となります。

なお、カードリーダーの不具合で情報の確認ができない場合は、「マイナポータル画面提示」（スマホアプリ）や「資格情報のお知らせ」（封書で送付済）で確認が可能とされています。

現在お持ちの被保険者証は令和7年12月1日までは有効です。

有効期限が過ぎましたら、ご自身で破棄してください。それ以前に退職、家族を被扶養者から減少する場合は、会社を通じてのお手続きの際に合わせて返却をお願いいたします。

[今後病院にかかる際に提示するもの]

	提示するもの	時期	その他・備考
基本			
※受診した際には全員に「オンライン資格確認」実施	①被保険者証	令和7年12月1日まで それ以降はご自身で破棄	有効期限前に退職・家族減少する場合は返却 有効期限前に紛失した場合はマイナ保険証利用
	②マイナ保険証	現在有効 発行から5年が有効期限 その後ご自身で更新	医療費が20円節約に 医療費が高額になる場合、限度額までの支払いに (紙の限度額認定証は不要) カードリーダーで読み込むだけでマイナカードの病院窓口への提出はありません
	医療機関のリーダー不具合でマイナ保険証の利用ができなかった場合		
	②-a マイナ保険証と「マイナポータル(スマホアプリ)画面」	現在有効	マイナポータルアプリ(3頁にQRコードあり)を起動し、マイナ保険証と連携して出た画面を提示することで有効(スクリーンショットは不可)
	②-b マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」	現在有効	10月に全被保険者に封書にて配布済み 10月以降変更者は別途配布予定 上記マイナポータルがない方や、それ以外の方も、こちらを提示できるよう携帯していると便利
マイナ保険証がない人			
③資格確認書 (マイナ保険証がない人)	令和6年12月2日～	発行対象者：令和6年12月2日より入社、被扶養者増加の方 様式：A4特殊用紙 有効期限：1年を予定、短期も対応予定 返却：有効期限内のものは返却 再発行：手数料1000円を予定 き損は原本添付で手数料不要 その他：令和7年12月1日までに紐づけ完了をしていない方へ、令和7年11月に一斉に発行予定	

■マイナンバーカード発行と健康保険証として利用方法(厚労省HPより)

マイナンバーカードの健康保険証利用の方法についてご紹介します。マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには以下の3つのステップが必要です。


- STEP1.マイナンバーカードを申請・作成する
STEP2.マイナンバーカードの健康保険証利用を申請・登録する
STEP3.医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付をする

「ステップ2」を実施していない方が多いので、実施をお願いします!!

STEP1. マイナンバーカードを申請

■申請方法


- ① オンラインで申請する(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便で申請する
- ③ まちなかの証明写真機から申請する



STEP2. マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法


- ① 医療機関・薬局の受付(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



STEP3. 医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付

■受付方法

- ① 顔認証つきカードリーダーにマイナンバーカードを置く
- ② 本人認証を行う(顔認証・暗証番号)
- ③ 各種情報提供の同意選択をする



厚労省HPもご参照ください

[マイナンバーカードの健康保険証利用方法 | 厚生労働省](#)

■オンライン資格確認について

医療機関では、受診した際にその場で資格の一致とその情報内容が正しいかをオンラインで確認をしています。マイナ保険証は、その確認をチップを使って読み込むので、確認がスムーズです。

よくある質問

Q. マイナンバーカードに大事な情報が入っていますか？

A. マイナンバーカードにはプライバシー性の高い情報は入っていません。

また、カード裏面のマイナンバー(12桁)を知られただけでは悪用されません。保険証利用時、医療機関がマイナ保険証で参照できるデータは、現行の健康保険証と同じ情報と、ご本人の同意があった場合のみ、受けている治療内容やお薬の履歴のみとなります。

■健康保険の「記号番号」は今後も必要です。 番号確認はマイナポータルで

健康保険や医療機関では個人の識別方法は、個人番号でなく、健康保険の記号番号を利用しています。

健保への健診申し込みなどは記号番号でお願いします。
記号番号は「マイナポータル」アプリで確認できます。

マイナポータルアプリQRコード

▼iPhone



▼Android



■住所変更・氏名変更・家族の異動は、今まで通り書面での提出をお願いします

医療機関は、オンラインで生年月日、資格情報、住所などの確認をします。健保組合への届け出により反映されますので、今まで通り会社を通して速やかにご提出ください。

■個人番号は会社へ速やかに提出してください

正確な紐づけのために、速やかにご提出をお願いいたします。

■マイナ保険証に関する問い合わせ先 (紛失など)

(国) マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178